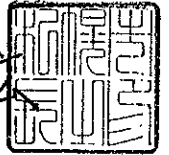


札幌市社会福祉総合センター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年12月11日

札幌市長 秋元克彦



札幌市条例第74号

札幌市社会福祉総合センター条例の一部を改正する条例

札幌市社会福祉総合センター条例（平成元年条例第18号）の一部を次のように改正する。

別表中備考以外の部分を次のように改める。

別表

種別	使用時間	午前	午後	夜間	全日
		午前9時から 正午まで	午後1時から 午後4時まで	午後5時から 午後9時まで	午前9時から 午後9時まで
大研修室		13,900円	16,000円	18,500円	38,900円
第1会議室		1,300円	1,500円	1,700円	3,600円
第2会議室		2,200円	2,500円	2,900円	6,100円
第3会議室		2,300円	2,700円	3,100円	6,500円
特別会議室		1,200円	1,400円	1,600円	3,400円
視聴覚兼会議室		3,500円	4,000円	4,600円	9,700円

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

- 2 改正後の別表に規定する使用料の徴収は、この条例の施行の日前においても行うことができる。